

厚生労働省
からの
お知らせ

「年収の壁・支援強化パッケージ」

パート・アルバイトで働く方が

「年収の壁」を意識せず

に働く環境づくりを後押しします。



パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、
厚生年金・健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、
国民年金・国民健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組(※)
を実施する企業に対し、
**労働者1人当たり最大50万円
の支援**をします。

(※) ・社会保険適用促進手当を支給
(社会保険料の算定対象外)
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
収入が一時的に上がったとしても、
事業主がその旨を証明することで、
引き続き被扶養者認定が可能となる仕組みを作ります。

▶ この他に「配偶者手当への対応」もあり、各対応の詳細は裏面をご覧ください。

年収の壁突破・総合相談窓口（コールセンター）

0120-030-045（フリーダイヤル・無料）

受付時間 平日 8:30～18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）除く）



「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時待遇改善コース】 詳細はこちら

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働く環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。



(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり 助成額
① 賃金の <u>15%以上</u> を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の <u>15%以上</u> を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の <u>18%以上</u> を増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり 助成額
4時間以上	—	
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	30万円
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3／4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

<活用イメージ> 時給が上がり(年収104万→106万円)厚生年金・健康保険に加入した場合

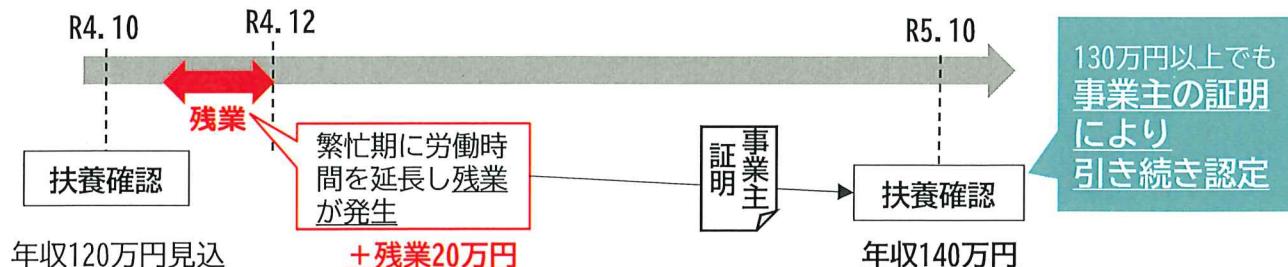


(※) 保険料は、厚生年金、健康保険(協会けんぽ)等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。
なお、手取り収入は税金については考慮していない。

「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 每月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



配偶者手当への対応

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表しました。

詳細はこちら



「年収の壁」への当面の対応策の概要について

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、令和5年9月27日に全世代型社会保障構築本部において、「年収の壁・支援強化パッケージ」に早急に取り組むことが決定されました。その概要は以下のとおりです（令和5年11月6日現在）。

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金のコースを新設（社会保険適用時待遇改善コース）し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、**労働者1人当たり最大50万円の支援**を行います。

なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化します。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とします。

★キャリアアップ助成金 社会保険適用時待遇改善コースについて、詳しくは[こちら](#)（厚生労働省HP）

・概要



・リーフレット



・パンフレット



◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として**被保険者の標準報酬の算定において考慮しないこと**とします。

★社会保険適用促進手当についてのQ & Aは[こちら](#)（厚生労働省HP）



◆上記のほか、設備投資等により事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業等に対する助成金（業務改善助成金）の活用も促進しています。業務改善助成金については[こちら](#)（厚生労働省HP）→



130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、**労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とします。**

★130万円の壁への対応について、詳しくは[こちら](#)（厚生労働省HP）

・労働者向けリーフレット



・事業主向けQ & A



配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表します。

★企業における「配偶者手当の見直し検討のフローチャート」（厚生労働省HP）



年収の壁突破・総合相談窓口（コールセンター）

0120-030-045

（フリーダイヤル・無料）

受付時間 平日 8:30～18:15（土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）除く）